

1 会議名	総務・産業建設常任委員会			
2 日時	平成27年3月25日 (水)			
	開 会		午後6時10分	
	閉 会		午後6時19分	
3 場 所	第2・3委員会室			
4 出席議員 (7名)	< 委員長 > 梅 村 均	< 副委員長 > 加 納 の り 子	塚 本 秋 雄	井 上 博 彦
	松 浦 正 隆	黒 川 武	横 江 英 樹	
5 欠席議員				
6 説明員 (4名)	総 務 部 長	建 設 部 長	消 防 長	秘 書 課 長 秘 書 人 事 G 長

議案第38号 岩倉市職員定数条例の一部改正について

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入る。

問 より公平で、より透明性を高めていくために岩倉市人事行政の運営等の状況を公表に関する条例があり、毎年、広報を使って発表されているが、その中で部門別の職員数が発表されているのか、どうかについて聞きたい。

答 部門別での公表はしていません。また、例えば議会が何名であるとか、総務部は何名、税務課は何名という細かい職員数の公表もしていません。(要望) 他市の状況だとやっているところがあるので、研究してほしい。

問 本会議で、総務部長が木村議員の質問に対して、実際に変わってきているので、今後検討したいという答弁があった。岩倉市職員定数条例第3条で職員の定数配分はそれぞれ任命権者が定めることになっている。一つの例として岩倉市議会の定数は議長が定めると解釈してよいか。

答 岩倉市職員定数条例第3条で職員の定数配分はそれぞれ任命権者が定めると書いてあるので、それぞれの任命権者ごとに定数配分を定めるといふ答弁だと考えています。

問 今後検討したいと言ったが、それぞれのところに任命権者がいる。それぞれの任命権者が定数を定めるといふ岩倉市定数条例があるが、そういう答弁であったと解釈してよいか。

答 法に基づいて進めていくと思いますが、全体につきましては協議が必要であると思います。

質疑を終結し、討論に入る。

討論はなく、採決に入る。

採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと

決した。